



企業のサプライチェーンと人権・環境問題

1. 人権・環境問題を巡る国際的な潮流

2011年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されて以降、国際的に企業に人権尊重を求める動きが加速している。指導原則においては、人権の尊重は、すべての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、企業の社会的責任であるとされている。

さらに、近年、欧米を中心に人権尊重を理由とする法規制の導入が進んでおり、企業にとっても人権尊重の取組を強化していかなければならない状況になってきている。こうした法規制の中には、人権尊重の視点とともに環境保護の視点を盛り込んでいるものもある（特にEU及びその加盟国による規制に多い。）。

本コラムでは、各国で近時導入される法規制の動きと我が国の取組について紹介するとともに、国際協定との関係について分析する。

2. 法規制を巡る各国の動向

(1) 米国の動き

米国政府は、強制労働由来の製品について、1930年関税法307条に基づき輸入禁止措置を取っており、国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）は、製品の輸入を留保する「違反商品保留命令（Withhold Release Order：WRO）」を發出してきた。例えば、2020年12月には、新疆生産建設兵団（XPCC）とその関連会社が生産した全ての綿・綿製品、当該綿を一部なりとも使用しているアパレル、衣料品、生地をはじめとする製品について、2021年1月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産された綿、トマト、それらの派生製品について、それぞれ、WROの發出を公表した。

2021年7月には、米国政府は、「新疆サプライチェーンビジネス勧告書」の改訂版を公表し、新疆ウイグル自治区での強制労働ほか人権侵害の状況を概説するとともに、企業に対して、そのサプライチェーンなどに同自治区との繋がりがあがる場合、同自治区での人権侵害に関与する事業者等との関わりに伴う、大きな法的・経済的リスクを認識する必要があるとして注意を促した。また、同勧告書では、同自治区の人権侵害の状況がジェノサイドに該当すると改めて指摘し、国務長官名の声明において、引き続き政府を挙げて、民間や関係国と連携し、中国の人権侵害に対する説明責任を追及し続ける旨を表明している。

さらに2022年6月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し原則として輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行された。輸入禁止を避けるには、サプライチェーンを通じて一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。本法に基づき、同月、国土安全保障省を議長とする、強制労働執行タスクフォースは、輸入者向けガイダンスなどを記述した本法執行のための「執行戦略」を本法施行に併せ公表した。また、2023年2月には、本法についてのFAQや、本法の適法性審査について輸入者のベストプラクティスを含む「適法性審査」の追加ガイドラインが公表された。さらに、2023年9月には、「新疆サプライチェーンビジネス勧告書」の付属書も発表されており、執行戦略に従った適切な人権デュー・ディリジェンスの実施継続が企業に対して要請された。

本法の施行に併せて公表された「執行戦略」では、法執行の優先度が高いセクターとして、アパレル、綿花・綿製品、ポリシリコンを含むシリカ系製品、トマト・その他派生製品が当初掲げられていたが、

2024年7月の改訂で、新たにポリ塩化ビニル、アルミニウム、水産物が追加された¹。また、本法に基づく輸入禁止対象の事業者を掲載したエンティティリストは、本法施行後より随時更新され、本報告書執筆時において、144の事業者が掲載されている。このように法執行の優先セクターやエンティティリストの拡大が進められる中で、実際に執行件数も増加しており、2023年3月にCBPが公開したウイグル強制労働防止法の執行状況についてデータベースにおける本報告書執筆時の情報によれば、ウイグル強制労働防止法に基づき既に15,539件の輸入が差し止められ、そのうち8,633件の輸入が禁止され、5,558件の輸入が許可されている²。

一方で、米国政府は、人権侵害に関係する製品や取引先等について輸出管理も実施・強化している。具体的には、2019年10月以降累次に渡って、人権侵害への関与を理由として中国政府機関及び監視関連機器企業等をエンティティリストに掲載するなど、規制対象を拡大している。

(2) ドイツの動き

ドイツでは、2016年に「ビジネスと人権に関する国別行動計画」(NAP)を策定し、企業に対する人権デュー・ディリジェンスの実施や損害を受ける者に対する是正措置・救済措置を規定した。その後、ドイツ政府の調査においてNAPの要求事項を達成している企業が少ないことが判明したことを受けて、2021年6月に、一定規模以上の企業に人権・環境デュー・ディリジェンスを義務づけるサプライチェーン法が成立し、2023年1月より施行された。

本法は、ドイツを本拠地とする企業及びドイツ国内に支店又は子会社を持つ企業で、2023年の施行当時は従業員3,000名以上、2024年以降は従業員1,000名以上の企業を対象とする。人権・環境デュー・ディリジェンスの対象となるのは、自社及び直接のサプライヤーで、間接サプライヤー(二次サプライヤー以降)に対しては、企業は苦情処理体制を確立させ、人権侵害や環境義務の違反を示唆する実体的な兆候を把握した場合は、リスクの分析、適切な予防措置等を行う必要がある。法律の対象となる企業は、社内におけるリスク管理体制の整備、リスク分析の実施、人権戦略に関する方針書の策定、自社と直接取引先における予防措置の実施、人権侵害等が確認された場合の是正・救済措置の実施、苦情処理手続の確立、デュー・ディリジェンス実施結果に関する報告書の作成・公表が求められる。違反企業には、罰金に加えて公共調達への入札禁止が課される場合がある。

(3) フランスの動き

フランスでは、2017年にサプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスについて定める注意義務法が制定・施行された。同法は、フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に2年連続で、(i)従業員5,000人以上(同国内に所在する直接・間接の子会社合算)、又は、(ii)従業員1万人以上(同国内外に所在する直接・間接の子会社合算)を雇用するものを対象とする。

対象企業は、(a)注意義務に関する計画の策定とその効果的实施、(b)年次報告書による当該計画とその実施状況の開示が求められる。「注意義務に関する計画」には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を記載することとされている。民事上のエンフォースメントとして、裁判所による履行命令や損害賠償が定められているとともに、一定の場合には人権団体や環境団体等が企業に対して提訴できるとされている点に特徴がある。実際に同法の施行以降、既に人権団体や環境団体等が企業を提訴する事例も10件以上出てきている。

¹ 2023年8月の執行戦略の改訂においては、ナツメ他農産品、ビニール製品、アルミニウム、鉄、鉛蓄電池、リチウム蓄電池、銅、電子機器、タイヤ他自動車部品が、NGO等による特定に起因する監視強化品目として列挙されている。

² 2025年3月1日時点の情報による。なお、差し止められた件数のうち、残る1,348件については、差し止め後いまだ許可・禁止の決定がなされていないものの件数である。

(4) EU の動き

① 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令

欧州では、上記の通りドイツやフランスなど加盟国レベルで人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化する動きのほか、同様の法規制を EU 域内全体に広げる動きも進行している。2024 年 7 月 25 日には、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（EU 指令 2024/1760）が発効した。

本指令は、従業員 1,000 名超かつ全世界における純売上高 4.5 億ユーロ超などの閾値を満たす EU 企業に加えて、EU 域内における純売上高 4.5 億ユーロ超などの閾値を満たす第三国の企業に対しても、人権及び環境に関するデュー・ディリジェンス実施等を義務づける。対象企業は、(a) デュー・ディリジェンスの企業ポリシーへの統合、(b) 人権及び環境に対する実在又は潜在的負の影響の特定、評価及び優先順位付け、(c) 潜在的負の影響の防止・軽減、(d) 実在の負の影響の終了、(e) 通知メカニズムと苦情受付手続の設置と維持、(f) デュー・ディリジェンス方針及びその措置の効果の監視、(g) デュー・ディリジェンスの公表が求められる。

また、違反への対応については、EU 加盟国に対し、各国国内法で違反に対する行政処分を規定すること、また、義務に違反し損害を生じせしめた企業に対する民事責任の確保を求めている。

今後、本指令に基づき、各加盟国は 2026 年 7 月までに国内法を制定することが求められており、2027 年 7 月より企業規模に応じて順次適用が開始されることとなっている。

なお、欧州委員会は、2025 年 2 月 26 日に、本指令を含む持続可能性に関連する規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を発表した。オムニバス法案では、本指令におけるデュー・ディリジェンスの義務の簡素化や適用開始時期の延期などが提案されており、今後 EU 理事会及び欧州議会において審議されることとなる。

② その他の法規制

欧州では、上記の企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令以外にも、人権や環境の観点に基づく法規制が多数検討・施行されている。

例えば、EU も人権抑圧を理由とする輸出管理を実施・強化しており、2021 年 9 月、サイバー監視システム規制を含む改正輸出管理規則（EU 規則 2021/821）を施行した。

また、2024 年 12 月には強制労働製品の EU 域内における上市及び EU 域外への輸出を禁止する規則（EU 規則 2024/3015）が発効している。本規則は、事業者に対して、強制労働に由来する製品の EU 域内における上市（流通）及び EU 域内からの輸出を禁止するものであり、EU の当局の調査の結果、強制労働に由来する製品が EU 域内に上市されている又は EU 域内から輸出されていることが認定された場合には、当局によって上市・輸出の禁止や、製品の回収・処分の命令が下されることとなる。本規則は 2027 年 12 月から適用が開始される。

2023 年 8 月に発効したバッテリー規則（EU 規則 2023/1542）は、バッテリーのライフサイクル全体を持続可能なものとするを目的としている。例えば、一定の事業規模以上の事業者に対し、バッテリーに関する社会・環境リスクについてのデュー・ディリジェンス義務が盛り込まれており、事業者は、自社のサプライチェーンにおける気候変動、環境汚染、労働者の権利の侵害等のリスクに対応するための方針を策定し実施するとともに、デュー・ディリジェンス義務を果たすための全ての活動、プロセス及びシステムについての第三者検証を受けなければならない。このデュー・ディリジェンスの義務は、2025 年 8 月より適用が開始される予定であり、2025 年 2 月までに当該デュー・ディリジェンス義務に関するガイドラインが公表されることとなっていたが、本報告書執筆時においていまだ公表されておらず、義務の詳細は不明確なままである。また、バッテリーの容量や有害物質の含有量、バッテリーのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を QR コードで表示することなどが今後義務づけられていく。

2023年6月に発効した森林破壊防止デュー・ディリジェンス規則（EU規則2023/1115）は、畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品について、その生産過程において森林破壊を引き起こしていないことをEU域内への輸入・販売の条件とし、事業者によるその確認のためのデュー・ディリジェンスの実施を求める。また、今後、森林破壊のリスクは国ごとに「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類され、事業者によるリスクアセスメント等の義務内容は、生産国のリスク分類によって異なることが予定されている。なお、同規則は、2024年12月に適用開始される予定であったが、2024年12月に適用開始を1年間延期する改正案が成立・施行し、適用開始は、2025年12月に延期された。

さらに、包装材・包装廃棄物に関する規則（EU規則2025/40）も、2025年2月に発効した。同規則は、EU域内で使用される瓶、缶、ペットボトル、プラスチック包装、輸送用包装等、容器・包装全般の再利用や再資源化を義務づける規制であり、包装材や包装廃棄物の削減や特定のプラスチック包装形態の制限などが定められている。食品・飲料業や製造業など包装材を活用する幅広い業界に大きな影響を及ぼすものと予想されており、今後の運用には注意が必要である。

（5）その他の各国の法規制等

以上の他にも、企業に対してデュー・ディリジェンスの実施や人権侵害がない旨の声明の公表を義務づける法律や強制労働に由来する製品の輸入規制も各国で成立・施行している。例えば、英国の2015年現代奴隷法では、年間売上高が一定規模を超える営利団体・企業に対して、奴隷労働や人身取引がない旨の声明の公表を義務づけている。また、豪州の2018年現代奴隷法においても、一定規模の年間売上高を有する企業などに対して、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査し、リスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務づけている。ノルウェーにおいて2022年に施行された企業の透明性及び基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律では、人権及びディーセント・ワークに関するデュー・ディリジェンスを実施し、その内容の説明・公表、情報開示要求への対応を義務づけている。さらに、カナダでは、2020年7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効に合わせて、国内法において強制労働によって生産された製品の輸入の禁止規定が整備され、2024年1月には、一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、サプライチェーンにおける強制・児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置を連邦政府に報告することを義務づける法律が施行されるとともに、輸入禁止の対象に児童労働に由来する製品も追加された。また、メキシコもUSMCAを踏まえて、2023年5月より強制労働（児童労働を含む。）により生産された製品の輸入禁止規制を導入している。

3. 日本政府の取組

このような国際的な潮流の中で、日本政府は、2020年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定した。その後、2021年9月～10月に、経済産業省と外務省とが共同で実施した、日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査では、日本企業の取組にはなお改善が必要であることが明らかになり、また、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が多く寄せられ、人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せられた。そこで、この調査結果を踏まえて、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、2022年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、同年9月、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表するに至った。

本ガイドラインは、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」及びILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめとする国際スタンダードを踏まえたものであり、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体

的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として、日本国内において事業活動を行う全ての企業に対して、人権尊重の取組に最大限努めることを求めている。さらに、2023年4月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省において、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が本ガイドラインに沿った取組を進めやすくなる「サプライチェーンにおける人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表している。

4. 国際協定との関係

人権の尊重及び地球環境の保全は、今やグローバルな行動基準であり、企業に対しても更なる取組が期待される。その意味で、上記で概観した通り、人権・環境を巡る法規制が拡大・強化される国際的潮流は今後も継続することが予想される。

他方で、この種の国際企業活動に対する法規制は、必然的に国際貿易・投資に対して影響（往々にして制限・萎縮効果）を与えることを忘れてはならない。GATT・WTO体制においては、古くから、自由貿易の原則（GATT 1条、2条、3条、11条1項等参照）と、各国規制権限に基づく例外（GATT 20条各号等参照）との関係として議論され、時に紛争として争われてきた。

上記各国の法規制も、製品の貿易を直接に制限すればGATT 11条1項との抵触が問題となるし、また規制国以外の製品の競争条件を実質的に不利にするような設計・運用となっていれば、最恵国待遇義務（GATT 1条）、内国民待遇義務（GATT 3条）に整合しない恐れも生じる（実際に、現在の潮流に対しておかざる懸念を表明する国も多い。）。

さらに、特定の人権・環境リスクを理由に製品の輸入を制限する規律は、「強制規格」（TBT協定附属書1.1）に該当する可能性もあり、この場合には目的達成のため以上の貿易制限が禁止される（TBT協定2条2項）。「強制規格」は、従来先例では、特定可能（identifiable）な産品群に対する産品の特性（product characteristics）に適用される強制（mandatory）的な規律を指すとされる（ECアスベスト事件上級委報告書等）。製品自体に表示するQRコード等のデータキャリアを通じて人権・環境リスク評価の情報提供を求める規制（バッテリー規則等）はこれに該当する可能性が高いと考えられるし、また、表示義務がなくても、特定の生産方法・地域を事実上強制するような効果を有する場合、それが産品の特性（product characteristics）に関する規制であって「強制規格」に該当すると解される可能性もある。

これに対し、規制実施国としては、人権尊重・環境保護を目的とした当該規制の正当性を主張し、例えばGATT不整合の疑いに対しては、「公徳の保護」（GATT 20条（a））、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」（GATT 20条（b））、「有限天然資源の保存」（GATT 20条（g））等を根拠に反論することとなる。しかし、GATT 20条柱書・各号該当性をかなり厳格に解釈してきた先例の傾向に鑑みれば、「人権」「環境」を名目とした安易な貿易制限や国内産品優遇が国際協定上許容されないと考えるのが自然である。

日本としては、国際的な人権尊重・環境保護の取組に貢献すべく努力するとともに、各国の法規制の動向を注視し、日本企業の国際経済活動が不当に阻害・差別されることのないよう、あるべき国際規律を作り上げるために国際機関を通じた取組にも積極的に参加すべきである。